

ID: 72

担当部署: 健康推進課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町後期高齢者医療に関する条例 第5条		
例規番号	平成20年条例第9号		
【基準】 第5条の規定による。 (督促及び延滞金) 第5条 督促並びに延滞金の額及び徴収方法については、大河原町町税条例(昭和25年条例第41号)の例による。			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日